

リスク管理について（北星しんきんのリスク管理の考え方）

金融の自由化、国際化、技術革新に伴い金融機関の業務はますます多様化、高度化し、管理すべきリスクも急速に増大しています。当金庫は、経営の健全性を維持するためリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、リスク管理の諸規程を定め、時代の変化に即応し、お客さまに安心してお取引いただけるよう、態勢の充実・強化に努めております。

信用リスク管理

信用リスクとは、お客さまへの貸出金が回収不能又は利息の継続的な取立が不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出金資産の健全性を維持するために、「先取り審査」「事前協議」「企業支援シート」等による分析等により審査管理態勢の強化を図っております。具体的には、個々の案件ごとに経営能力・営業基盤・業界の将来性等のほか、財務内容の健全性、投資計画の妥当性及び採算性、回収の可能性等を総合的に検討して厳正な審査と管理に努めています。

また、適切な自己査定が実施できるよう、職員のスキルアップに努めるとともに、適正な資産の償却と引当により資産の健全性を確保しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる「市場流動性リスク」と、金融機関が財務内容等の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保が通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる「資金繰りリスク」とがあります。

当金庫では、不測の事態に対応できる十分な支払準備資産を確保し、経営の健全性維持に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場変動に伴う「為替リスク」等をいいます。

当金庫では、ALM（資産・負債の総合管理）委員会機能の充実を目指しております。預金・貸出金の金利、利鞘の総合的な検討、金利予測、リスク分析、収益シミュレーション等を通じ、当金庫の安定収益確保のため、これらのリスクに対して迅速・適切な対応ができるようALM管理手法の向上を図っております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、信用リスク・市場リスク・流動性リスク以外のリスクで、より広範に及ぶリスクを指し、当金庫では「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク（当面「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」を指します）」の3種類に大別し、外部環境、内部環境及びプロセスの、どの環境においても生じる可能性のあるリスクであると捉えており、以下のとおり管理態勢の構築に努めております。

1. 事務リスク管理

事務リスクとは、日常の事務処理上において発生するミスや不正による損失及び信用を毀損するリスクのことです。

当金庫では、内部牽制組織として他の部門から独立した監査部を設置して本部・営業店の立入監査を実施し、事務処理の厳正化と事故防止に努めていきます。また、営業店自ら行う、来店検査を定例で義務づけており、創立以来培ってきた「信用」「信頼」を高めるべく、相互牽制機能が働く組織と人づくりに努めております。

2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクであり、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

金融機関のコンピュータシステムは高い公共性と広範性を有しており、システムの安全性とデータの機密保持が要求されています。これらの情報システムの安全性・信頼性を維持し、情報資産の保護を図り適切なシステムリスクの管理態勢の整備に努めております。

3. その他のリスク管理

オペレーショナル・リスクについては、上記「事務リスク」「システムリスク」以外にも様々な危機要素（犯罪・災害・火災・風評等）が存在している「その他のリスク」があり、それらの危機を未然に防止したり、事前に準備することが重要と考えております。それらの被害を最小限に抑えるための態勢を整備し、危機管理態勢の充実・強化に努めております。

外部監査

経営の透明性と健全性保持のため、外部監査法人を選任し、監査態勢の強化を図っております。

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

当金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織金融機関として、その社会的使命を自覚し地域の発展のために尽力いたします。

社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、下記の行動綱領を定めています。

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献いたします。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5. 従業員の人權の尊重

従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保いたします。

6. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

7. 社会貢献活動への取り組み

当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底いたします。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組を主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当理事を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を経営管理部とし、マネロン等対策に関わる各部、営業店等との連携を図りマネロン等対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定・評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施し、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告または取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関

等からの照会、顧客の申し出等を受けるなど疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合速やかに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. コルレス管理

コルレス先の情報収集に努め、その評価を適切に行いリスクに応じた適切な対応策を講じます。また、当金庫及びコルレス契約締結先に対し、営業実態のない架空銀行との取引及び匿名性が高い口座での取引を禁止します。

8. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対し継続的な研修を通じて、知識習得・意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

9. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

10. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

反社会的勢力への取組指針

当金庫は、反社会的勢力との関係遮断の取り組みを強化し、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、資金提供を行わないこと、また、反社会的勢力による被害を防止するための取り組みをまいります。

1. 基本原則

（１）組織としての対応 （２）外部専門機関との連携 （３）取引を含めた一切の関係遮断 （４）有事における民事と刑事の法的対応 （５）裏取引や資金提供の禁止

2. 基本方針

私たちは、反社会的勢力に対しては、警察等外部関係機関とも連携して、断固とした姿勢で対応いたします。

3. 排除宣言

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除いたします。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法を踏まえて、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

- （１）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
- （２）①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および本方針を遵守するため、役職員を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫はお客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融商品は、複雑化かつ多様性を増してきています。また、お客さまのご要望も決して一律ではありません。当金庫ではお客さまの知りたいことを丁寧かつ正確にお伝えし、お客さまのライフサイクルに合った適切な情報提供を行います。